

◎生徒心得

1 服装容儀

(1) 制服

① 正装用（式典等への参加の際）

※ 入学式・卒業式・記念行事・校外学習・入学試験・就職試験等

スラックス 標準型	紺ダブルブレザー・チェックスラックス・指定長袖白ワイシャツ・指定ネクタイ
スカート 標準型	紺シングルブレザー・タータンチェックスカート・指定長袖白ワイシャツ・指定リボンタイ・チェックスラックス（着用可）

靴下の色は白、黒、紺の無地（ワンポイント可）とし、丈はくるぶしを覆うものとする。

② 平常用

冬季	スラックス 標準型	紺ダブルブレザー・チェックスラックス・長袖白ワイシャツ・指定ネクタイ
	スカート 標準型	紺シングルブレザー・タータンチェックスカート・長袖白ワイシャツ・指定リボンタイ・チェックスラックス（着用可）
	補足	紺または黒の無地のVネックセーターまたはカーディガン着用可
夏季	スラックス 標準型	半袖または長袖白ワイシャツ・チェックスラックス・指定ネクタイ（着用可）
	スカート 標準型	半袖または長袖白ワイシャツ・タータンチェックスカート・指定リボンタイ（着用可）
	補足	紺または黒の無地のVネックベスト着用可

※ 服装における夏季・冬季は次の通りとする。

夏季 6月1日～9月30日

冬季 10月1日～5月31日

（ただし、5月及び10月は衣替え移行期間とし、夏季の服装を可とする。）

※ 入学当初から着用している標準型から、もう一方の標準型の制服へ変更して用する場合はブレザーの変更は任意とし、ホームルーム担任へ連絡し対応すること。

③ 制服着用時の注意

ア ベルトの色は黒または茶色で、無地の革製のものとする。

イ スカート丈は、膝の皿（膝蓋骨）の範囲内とする。上下2箇所に着用するものとする。

ウ 本校指定のワイシャツは、左袖に校名が刺繍されたものとする。ただし、平常時は市販の白ワイシャツの着用を認める。

エ 冬季は黒または肌色の無地のストッキングの着用を認める。

(2) 頭髪

清潔・清楚に整髪し、染色・脱色・パーマ・ウィッグ・エクステンションは認めない。ただし特別な事情がある場合は、ホームルーム担任とよく相談のうえ届け出て許可を受けること。

(3) その他

ア コート類・マフラー・手袋は華美でないものとする。

イ 通学靴は黒または茶色の革靴を原則とする。また、運動靴も認めるが華美でないものとする。

ウ 上履きは学校指定のものとする。

エ 体育着は学校指定のものを着用すること。

オ 上記以外（制服含）の服装容儀は、ホームルーム担任に異装する旨を申し出て許可を受けること。

2 出欠席

(1) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引等はその事由及び期日期间を必ずホームルーム担任へ連絡すること。

(2) 遅刻した場合は、所定の「遅刻届」に記入し職員室で承認を受けた後、教科担任に提示して記録してもらい、その後ホームルーム担任へ提出すること。

(3) 早退する場合は、ホームルーム担任から所定の「早退許可証」の発行を受けること。

3 校内および生活全般

(1) 登校時刻は8：30とする。

(2) 下校時刻は午後5時とし、それ以後残る場合はその理由を届けて許可を得ること。

(3) 登校後やむをえず外出する場合は、所定の「外出許可証」の発行を受けること。

(4) 遺失物、拾得物は直ちにホームルーム担任または係教員に届け出ること。

(5) 学校内で掲示、貼り紙、陳列、配付等をする場合は、事前にホームルーム担任または係教員に申し出て許可を受けること。

(6) 高校生活全般においては、社会の一員として自覚ある行動を心掛けること。

4 アルバイト

原則として認めない。経済的事情によりやむをえず従事しなければならない場合は、ホームルーム担任とよく相談のうえ届け出て許可を受けること。

◎交通に関する規程

1 自転車通学に関する規程

自転車通学をする者は道路交通法を遵守し、「茨城県自転車防犯登録」及び「自転車損害賠償保険」へ加入することが望ましい。次のことを厳守する。

- (1) 所定の「自転車通学承認申請書」をホームルーム担任へ提出すること。
- (2) 自転車通学の承認を受けた者は、車体の見やすい位置に登録番号のステッカーを貼付すること。

2 原付二輪車免許取得に関する規程

- (1) バイク通学を希望する者で下記の条件に該当する場合は、ホームルーム担任を通じて所定の「原付二輪免許取得及び使用許可願」を提出し、許可を受けること。

条件：バス等交通の便が劣悪で、学校までおよそ10km以上で、バス停まで4km以上。

- (2) 家事都合で利用しなければならないときは、ホームルーム担任と相談のうえ願い出て許可を受けること。
- (3) 利用に関しては次の事項を遵守すること。
 - ア 使用する車両は50cc未満の原動機付自転車で、自賠責・任意保険ともに加入していること。
 - イ 必ずヘルメットを着用すること。
 - ウ 使用範囲は最寄りのバス停または駅までとする。
 - エ 所定の「原付二輪車使用申請書」を提出すること。
- (4) 利用を許可する場合は、保護者来校のうえ校長の許可を受けること。また、許可された生徒は「原付二輪車使用許可証」を携帯すること。
- (5) 許可された生徒は学校で実施する安全教育・講習を受講すること。
- (6) 交通法規・学校の指導に違反した場合は許可を取り消す。
- (7) 免許取得試験は休業日を利用し、欠席等はしないこと。

3 通学上の注意

事故の場合は必ず相手を確認し（加害・被害とも）、警察及び学校に連絡すること。

4 運転免許取得に関する規程

- (1) 運転免許を取得する場合は、学校の許可を受けてから受験または入校の手続きをすること。学校へは所定の「運転免許取得許可願」をホームルーム担任へ提出すること。
- (2) 普通自動車運転免許の取得は3年生で進路の決定した者のみ許可するものとし、自動車学校入校は11月1日以降とする。ただし、2月1日以降については、進路未決定者についても所定の用紙を提出し許可を受けた上で、自動車学校入校を認める。
- (3) 受講のための欠席・欠課は認めない。また、受講・受験の際は、所定の「運転免許取得許可証」を携帯すること。
- (4) 免許取得後も、卒業まで運転することは認めない。